

住居表示に伴う住所の変更手続きについて

住居表示は住所の表し方をあたらしくすることによって、分かりやすく探しやすい表示にするものですが、このことに伴い住所の変更手続きが必要な場合があります。

住民票、戸籍などの公簿の住所・本籍の記載については、市役所で書き換えますので、原則として手続きは不要です。ただし、法令等の関係上「本人申請による住所変更手続き」がないと変更できないものがあります。変更手続きについて、特にお問い合わせの多い事項について整理しました。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(1) 手続きの時期など

① 早めに手続きしてください

厚生年金、国民年金の受給者証

⇒ 年金を受給されている方は、姫路市社会保険事務所（079-224-6382）で所定の用紙により、手続きしてください。

法人登記、商業登記

⇒ 神戸地方法務局姫路支局（079-225-1915）で「所在地」「役員の住所」の変更登記をしてください。

② 早めの手続きをおすすめします

自動車運転免許証

⇒ 次回の更新時に合わせて変更手続きをしても自動車運転免許証の効力に支障はありませんが、運転免許証が身分証明書の役割をする場合が多いことから、早めの手続きをおすすめします。

- ・姫路警察署交通第一課運転免許係（079-222-0110）
- ・姫路交通安全協会（079-223-1135）

③ 他の事由が生じた際にでも結構ですが、手続きがないと変更になりません

不動産登記簿（所有者欄、抵当権等の欄の住所）

⇒ 神戸地方法務局姫路支局（079-225-1915）で「住所」の変更登記をしてください。売買、贈与等の際に手続きしていただいても結構です。

※不動産の表題部の所在地表示については、法務局で書き換えされます。

自動車の検査証（所有者・使用者の欄）

⇒ 姫路自動車検査登録事務所（050-5540-2067）、軽自動車検査協会兵庫事務所姫路支所（050-3816-1848）に届け出てください。車検・売却などの際に手続きしていただいても結構です。

④ 関係先にご確認のうえ、必要な手続きをしてください

国民年金第3号被保険者（会社員・公務員に扶養されている配偶者の方）

⇒ 扶養者のお勤め先へご確認ください。

共済年金を受給されている方

⇒ 共済組合へご確認ください。

各種免許・許可証をお持ちの方

⇒ 関係機関へご確認ください。

携帯電話、スマートフォンをお持ちの方

⇒ 契約先へご確認ください。

金融機関、証券会社、保険会社、郵便貯金・簡易保険等と取引や契約のある方

⇒ 取引先、契約先へご確認ください。

会社等にお勤めの方、姫路市立小中学校以外の学校に通っている方

⇒ お勤め先、通学先へご確認ください。

⑤ 関係先への手続きは不要です

国民健康保険証

⇒ 変更前のままで有効です。新たにお送りする健康保険証には新しい住居表示で印字されます。

パスポート

⇒ 旅券事務所での手続きは必要ありません。詳細は兵庫県旅券事務所姫路出張所（079-224-3410）にお問い合わせください。

(2) 住所表記があらしくなることに伴う経費など

- ・ 変更手続きの申請手数料は無料です。また、表示変更登記の登録免許税は非課税です。
※「通知書」または「証明書」が必要です。
- ・ 住所変更通知用の無料ハガキは、姫路郵便局から一世帯当たり 50 枚提供されます。
- ・ 申請代理人への報酬、印刷費用、印判作成費用などについて市で負担することはできません。
- ・ 住居表示制度や住所変更手続きについてまとめた「パンフレット」、新しい住所の住所の表示についてお知らせする「通知書」、住所変更通知用の「無料ハガキ」などを住居表示実施前にお届けします。

<住居表示制度についてのお問い合わせ先>

姫路市都市局まちづくり部まちづくり指導課
庶務・開発許可担当

TEL 079-221-2529